

決議第1号

与儀大介議員に対する猛省を促す決議

上記の議案を別紙のとおり志木市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年2月19日

提出者	志木市議会議員	西川 和男
賛成者	志木市議会議員	今村 弘志
〃	〃	阿部 竜一
〃	〃	鈴木 潔
〃	〃	河野 芳徳
〃	〃	吉澤 富美夫
〃	〃	岩下 隆
〃	〃	多田 光宏
〃	〃	岡島 貴弘
〃	〃	古谷 孝

志木市議会議長

安藤 圭介 様

与儀大介議員に対する猛省を促す決議

与儀大介議員は、令和2年4月12日に執行された志木市議会議員選挙において無投票という形で当選された。

市議会議員は、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位による影響力を不正に行使してはならず、その責務を深く自覚し、市民の信頼並びに負託に応えるため、より高い倫理観を持たなければならない。また、議員の責務として、市民の信託を受けた代表であることを自覚し、市民の意思を的確に把握するとともに、議会の構成員としての役割と責任を忠実に果たさなければならない。

与儀大介議員は、去る2月15日の代表者会議及び議会運営委員会を自らが経営する会社の商談を理由とする欠席届を提出して会議を欠席した。ただし、市議会会議規則第90条においては、記述のあった仕事の為の出張は欠席届の理由としては認められていない。また、議員は、同条における欠席理由には該当をしないことを認識していたにもかかわらず、議長からの招状や口頭での出席要請にも応じなかった。

さらに、令和2年5月19日に開催された議会運営委員会では、令和2年度分の市議会会期日程について議論し、議員本人もそこに出席して承認をしていたことから、この日程で会議が開催されることは十分承知していたはずである。

志木市議会議員として責務を果たす事ができないことは、恥ずべき行為であり、断じて許される行為ではない。

加えて、議員は朝霞地区4市で構成される朝霞地区一部事務組合議会の組合議員として志木市議会から代表選出されているが、令和2年9月30日に開催された令和2年第3回朝霞地区一部事務組合議会定例会においても無断欠席をしている。その際、議員は、同僚議員から欠席についての指摘を受け、注意を促され、さらには議長より嚴重注意を受けて謝罪をしている。しかしながら、再びこうした事態が起きたことは、議員の謝罪がその場しのぎのものでしかなかったと断ぜざるを得ない。

このような行為は、市議会議員として市民からの負託を受けている立場でありながらこのような行為を繰り返すのは恥ずべき行為であり、また、市議会及び市議会議員に対する市民の信用及び信頼を失墜させるものである。

与儀大介議員に対しては、懲罰事案や辞職勧告決議など、より厳しい判断も検討できるが、まだ3年におよぶ議員としての任期があることから、公人である以上、議会公務を最優先し、自らの意思と責任においてしっかりと議員としての責務を果たすべきである。

よって、志木市議会は与儀大介議員に対する猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

以上、決議する。

令和3年2月19日

志木市議会